

公的年金からの市県民税の特別徴収制度が始まります

税務収納課
☎66♦1116

公的年金受給者の納税を便利にするため、公的年金からあらかじめ市県民税を引き落とす特別徴収制度が今年の10月から始まります。

特別徴収制度とは

公的年金受給者の納税の便宜を図るため、今まで納付書で納めていた公的年金にかかる市県民税を、公的年金からあらかじめ引き落とす制度で、平成21年10月から支給される年金から実施されます。

なお、この制度は、徴収方法を変更するもので、新たに税額が増えるものではありません。

特別徴収制度の対象者

特別徴収制度の対象となる方は、次の要件にすべて該当する方です。

- ・ 65歳以上の方（4月1日現在）
- ・ 前年中に老齢基礎年金などの公的年金を受けている方
- ・ 介護保険料が年金から特別徴収されている方
- ・ 特別徴収される合計額（※）が公

的年金の年額を超えない方

※市県民税、所得税、介護保険料、国民健康保険税または後期高齢者医療保険料

- ・ 平成21年1月1日以降引き続き蒲郡市に住んでいる方

対象者へのお知らせ

対象者には、6月中旬に送付する市県民税の納税通知書で、徴収方法や税額をお知らせします。

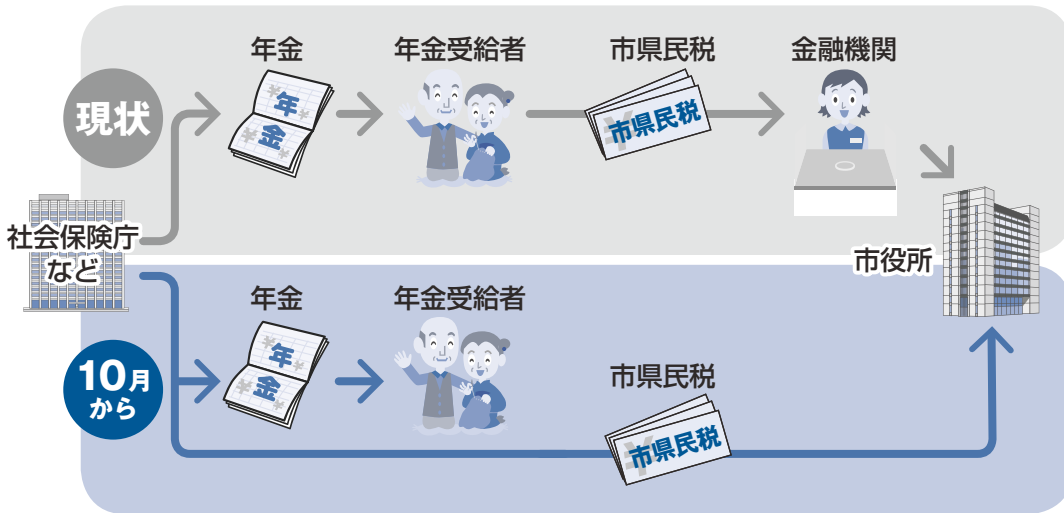
対象者は自動的に、この特別徴収制度が適用されます。

特別徴収される市県民税の範囲

公的年金から特別徴収される市県民税は「公的年金にかかる所得割額等」だけです。給与所得など公的年金以外の所得にかかる市県民税は、年金から特別徴収されず、別に納めることとなります。

特別徴収される年金の種類

複数の年金を受けている方は、介護保険料が特別徴収されている年金から市県民税が特別徴収されます。なお、遺族年金・障害年金からは特別徴収されることはありません。



〈計算例〉

収入が公的年金のみで、平成21年度の市県民税が36,000円、平成22年度の市県民税が30,000円の場合

		平成21年度 年税額36,000円				
時期		6月	8月	10月	12月	2月
徴収方法	普通徴収					
	特別徴収					
税額		9,000	9,000	6,000	6,000	6,000
納付方法		年税額の半分18,000円を2回に分けて納付		年税額の残り半分18,000円を3回に分けて納付		

普通徴収18,000円+特別徴収18,000円=36,000円

		平成22年度 年税額30,000円					
時期		4月	6月	8月	10月	12月	2月
徴収方法	特別徴収						
	仮徴収						
税額		6,000	6,000	6,000	4,000	4,000	4,000
納付方法		前年度の10月、12月、2月で納付した額と同じ金額を納付			年税額30,000円から仮徴収で特別徴収した額を差し引いた額12,000円を3回に分けて納付		

仮徴収18,000円+本徴収12,000円=30,000円